

大川市議会第3回定例会会議録

令和7年6月20日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	平木一朗
3番	古賀寿典	10番	内藤栄治
4番	西田学	11番	川野栄美子
5番	馬淵清博	12番	遠藤博昭
6番	永島幸夫	13番	永島守
7番	宮崎稔子		

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	江藤義行
会計管理課長 (兼)会計課長	山田秀幸
人事秘書課長 (併)監査事務局長	山口馨
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	龍健司
企画課長	古賀章子
学校教育課長	添田宗孝
学校教育課主幹指導主事	下川勝彦

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	西原真
議会事務局書記	古賀直
議会事務局書記	松家奈美子
議会事務局書記	原耕平

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 特 別 委 員 長 報 告

(大川市議会議会改革調査特別委員会)

1. 大川柳川衛生組合議会議員の選挙

1. 花宗太田土木組合議会議員の選挙

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第44号 財産の取得について

議案第45号 大川市副市長の選任について

議案第46号 大川市教育長の選任について

議案第47号 大川市監査委員の選任について

1. 提 案 理 由 の 説 明

(議案第44号～第47号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第44号～第47号)

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（永島 守）

各位の御参集、誠にありがとうございます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、私より申し上げたいことが2件だけございますので、御清聴のほどをよろしくお願い申し上げます。

6月12日の内藤議員の一般質問において、遠藤議員が教育長は必要ないと言ったとの発言がございました。これについて遠藤議員もその場で否定し、自身の一般質問の際に、取消しをお願いしたい旨、発言がなされました。私は議長といたしましての立場で内藤議員に発言

の訂正をお願いいたしましたが、そのときには内藤議員はこれを受け入れませんでした。大川市議会会議規則第65条の規定により、会期中の発言は取消し、または訂正ができますが、あくまで発言者本人の申出があることが前提であります。したがって、今回の内藤議員の発言につきましては会議録から抹消はいたしません、本来は不穏当発言として取り消されるべきものだと思いますけれども、言った言わないの話は確実性がないので、議場ですべきことではございませんが、少なくとも遠藤議員がそのような考えをお持ちでないことはお酌み取りいただくべきことではなかったらどうかというふうに考えます。

不穏当発言とは一切の不適切な発言のことですが、誤解した発言、誤った発言も当然含まれます。内藤議員は自信満々にそのように聞いたか——真意が定かではない以上、慎むべき発言だったのではないかと思う次第であります。ここで議長といたしまして強く注意をいたしておきたいと思えます。

さらに、2件目でございます。

これは長い期間にわたり暴力議員と言われ続けてきました自身の件ではございますけれども、これ以上の侮辱は私はないだろうというふうに思っておりますし、また、市民の多くの皆さん方から弁解はすべきだということで、再三にわたり私に進言がなされてきたわけでもございます。よって、本日はこうしてこの皆さん方の前におきまして、9日の開会当初に申し上げましたとおり、事件と言われますこの件についての判決文がここにあります。これを私はこういう形で皆さん方にお示しするのはいかがなものかと——責められながら、批判をされながら、ネット上でも——私にも家族もあります。支持者もいます。そういう中において徹底的に私はたたかれてまいりました。しかし、本日は当該議員を除く全議員にこの判決文を、この前で、ネット上で配信されているかと思えますけれども、これをただいまから配らせますので、どうぞこれを参考に今後の皆さん方の発言等についても、慎むべきは慎む、そのようなことをやっていただきたいというふうに思っております。

この判決文には、皆さんが言う暴力議員というような、そういう、これに、そのあったことについて、因果関係はないと、そのように判決文にしっかりと示されております。ただ、50万円という通院慰謝料というのは、これは判事の裁量でできるものでありまして、これは損害に対する慰謝料ではございませんので、しっかりと申し添えておきます。

以上です。

そしたら、配ってください。市長にもできれば配ってください。

[資料配付]

10番内藤議員。

○10番（内藤栄治）

先ほどの件につきまして少し説明したいと思いますので、いいでしょうか。

○議長（永島 守）

はい、どうぞ。

○10番（内藤栄治）

「活気ある住み良い町造り推進協議会（田中明会長）は5月27日、市議会への抗議文を提出した。（中略）副市長、教育長共に空席となっている。同協議会は教育長について議員らから「義務教育の現場経験者を」との反対意見があることに触れ、「現場経験の有無にかかわらず、教育行政に関する専門的知識や幅広い社会経験、リーダーシップを持つ多様な人材を登用することが望ましい」という。抗議文では「慎重な審議が求められることは理解するが、2度にわたる否決は教育行政の停滞を招き、市の発展を阻害するもの。市民の声に真摯に耳を傾け、市政の円滑な運営と未来への責任を果たしていただくことを強く求める」などとした。提出には遠藤博昭議長が応対し、抗議文を受け取った。」と有明新報に記事として記載されております。（資料を示す）これが記事ですね、有明新報。今言ったのは有明新報に載っているということです。

それで、活気ある住み良い町造り推進協議会の3名は、面談時、初めのうちは議長共々和やかな雰囲気でしたが、抗議文を提出すると場の雰囲気が一変し、議長がぜつべんに話し出された。その内容は、教育長不在でも現場の教職員やPTAからも不満の声は出ていない。今のところ困っていない。入学式など儀式的行事も教育長一人で全校へは行けないなどということでした。このような話を聞いて推進協議会の方々は、教育長不在でも困らないと受け取った。なので、そのことを私に、遠藤議長は教育長不在でも困らないと言ったと話されました。けれども、遠藤議長は教育長不在でも困らないとは言っていないとおっしゃっているので、私がそう発言したことは撤回いたします。

しかし、教育長不在でも困らないという言葉自体は発せられなかったでしょうが、そう感じさせる話の内容だったので、推進協議会の方々は要約して分かりやすく、教育長は不在でも困らないという言葉に変えられたものと思います。そういう意見でございました。

以上です。

○議長（永島 守）

内藤議員の意見をお聞きいたしました。内藤議員に申し上げておきますけれども、正確でない世間のちまたのうわさ等については、こういう公の場所では絶対言うべきではございません。ですから、参考にされる裏づけがきちんとしたものがなければ、こういう結果を招きますので、十分に今後は気をつけてやってください。そのように注意をいたしておきたいと思えます。

それから、この内容等について、今日は傍聴者もおられますから、少し分かりやすく説明を申し上げます。この判決文についてですね。

この分については、訴訟費用については、一審、二審を通じて10等分し、その1を私が払うと。それからまた、控訴の趣旨としては、控訴費用は一審、二審ともに相手方が負担すると。全部ですね。

これが判決の分かりやすい内容でございますけれども、治療費等についても、言うならば、当初は湿布がほとんどです。それから、これは議長室に後ほどお見えになったら私が詳しく、この際ですからお話もさせていただきますけれども、ここにあるのは、上からいきますと、治療費は4,040円です。それから、これは文書料として1万6,200円。さらには、通院交通費240円です。そして、通院慰謝料というのは先ほど私が申し上げました。これが50万円ですね。そのほかの請求等については全て却下です。そして、後遺症等については、一切因果関係が認められない以上、ゼロ円です。回答はございません。これは皆さん方がしっかりと精査していただければ分かることでございますので、これはこのような場所で私が申し上げるのは、先ほど言いましたように、長年私は――まして議員辞職勧告決議案の中に、その当時いなかった議員が現在2名おられますけれども、堂々と批判をされました。中身については一切御存じない。判決文についても御存じない。そして、それが長い期間、10年近く続いております。私はこういう場所で申し上げることはないだろうとやっておりましたけれども、最近この「大川の駅」が賛成、反対だと、あの時期から私はネット上でも物すごくたたかれました。ひたすら耐えてまいりました。事実がないことばかり書いてございます。特に、申し上げますけれども、私はこの議会終了後、来週早々でも法的手続をするばかりにいたしております。ある程度の、そういう要するに意図的にやられた方々を突き止めているんですよ。ここで申し上げるべきことではないかもしれませんが、そういうことがここ1年間ずっとやっております。いろんな形で誹謗中傷が職員に関してもあっております。ま

た、業務の妨害に来る、そういう市民もおります。そのことによって、今回の条例もしっかりと皆さん方の理解の下に、これは市長自ら提案者となってこれを提案、可決いたすだろうというふうに思っておりますけれども、そのようなことをございますので、ぜひ皆さん方も、真実が分からない、裏づけが取れないような、そういうことを吹聴する、そして、拡散することだけは、これは大川にとって大変不名誉なことでもあります。かつてない不名誉がここ1年ぐらいあっておりますので、ぜひ議員の皆さん方も、傍聴者の皆さん方も、ネットを御覧の皆さん方も、その辺のところもしっかりと精査しながら、同じ方向を向いて、大川市の将来のために、我々もしっかりとやってまいりますので、御理解と御協力をしっかりとお願いしておきたいと思えます。

後ほどまた、いろんな知りたい方がございましたら、たくさんの資料もございます。録音も動画もございます。いろんな形で、プライバシーの問題もございますから、お示しできるような状態にしておりますので、長時間かかりました。やっとそこにこぎ着けております。ぜひ御協力のほどをよろしくお願い申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

それでは……（「議長、発言します」と呼ぶ者あり）動議ですか。（「これについて。今配られている分について。発言します」と呼ぶ者あり）何でしょうか。6番永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）

ここにあるのは、今、判決文を見ましたところ、福岡高等裁判所の分が、令和元年9月11日、福岡高裁のほうの書類ですけど、肝腎、一番初めの原審の福岡地方裁判所柳川支部平成29年（ワ）第67号、この判決文はどんなふうになっていますか。

○議長（永島 守）

その判決文については二審によって省略されておりますけれども、これはいつでも公開されますから……（「いやいや」と呼ぶ者あり）必要であれば御覧ください。ここでこういうやり取りはですね。（「それはおかしいですよ。あなたが——いや、福岡高裁を出したならば、一審のとも出さんですか。一審の判決文を」と呼ぶ者あり）それは自分で取ってください。（「そんな……」と呼ぶ者あり）結果がちゃんとそのようになっております。（「おかしいじゃないですか。高裁は取った、柳川は取らんちおかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり）議事進行を続けます。お座りください。

内藤議員に申し上げます。この部分について取消しをなされるのか、いま一度確認をして

いきたいと思います。どうでしょうか。10番内藤議員。

○10番（内藤栄治）

取消しでいいです。

○議長（永島 守）

分かりました。では、そのようにやらせていただきます。

皆さんそれによございますか。今の内藤議員の取消しをすると。取消しによございますか。——不同意ということですね。分かりました。それでは、この件につきましては終了したいと思います。

それでは、次に進みます。

それではまず、総務委員会に付託をいたしておりました議案第36号 大川市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について外1件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びにその結果について、総務委員長の報告を求めたいと思います。総務委員長。

○総務委員長（遠藤博昭）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第36号 大川市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第36号 大川市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、本年5月に実施した職員アンケート調査の結果を踏まえ、本市職員に対するカスタマーハラスメントを含む不当要求行為等の迷惑行為を防止するとともに、不当要求行為等がなされた場合の対応等に関し必要な事項について規定する条例を制定しようとするものであります。

委員会では、カスハラが起こる一因として職員の対応の悪さもあるのではないかとただしたところ、全くないとは言えないが、明らかに行き過ぎたハラスメント行為が見受けられる。職員は市民に対し真摯に対応しており、市民の皆様にも御理解をお願いしたい旨の答弁がなされました。

さらに委員会では、この条例制定によるカスハラ対策を市民に広く浸透させるのが重要であり、広報等、しっかり行っていただきたい。また、職員への接遇研修等により、対応力の

向上を図ってほしい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第39号 令和7年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、国の経済対策に基づき実施する定額減税し切れない方等への不足額給付事業などに係る歳入歳出予算の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

議会費には、デジタル技術活用による議会視聴環境整備事業業務委託料2,541万円が計上されております。

総務費には、人事給与システム改修業務委託料402万6千円及び定額減税不足額給付金給付事業1億2,353万5千円が計上されております。

民生費には、公費負担医療費助成システム改修業務委託料286万円及び生活保護システム改修業務委託料162万8千円が計上されております。

農林水産業費には、新規就農者育成総合対策費補助金493万8千円及び活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金2,819万5千円が計上されております。

教育費には、町内公民館施設整備事業費補助金1,970万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は2億1,029万2千円となっておりますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び諸収入をもって充当するとのことであります。

委員会では、まず、1款1項1目議会費のデジタル技術活用による議会視聴環境整備事業において、本会議場傍聴席の文字表示についてただしたところ、高齢者など、聞き取りが難しい方に向け、リアルタイムで音声を文字に変換し、モニター表示を行うシステムの導入を予定している旨の答弁がなされました。

次に、6款1項3目農業振興費の新規就農者育成総合対策費補助金について、新規就農者はどのような作物を生産されるのか、また、市外からの移住者かどうかただしたところ、米、麦、大豆のいわゆる土地利用型の農家として就農される方であり、市内在住者である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決に入ります。

まず、議案第36号 大川市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和7年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託いたしておりました議案第37号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長。

○産業建設委員長（内藤栄治）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第37号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第37号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、標準下水道条例の一部改正に伴い、災害その他非常の場合における排水設備指定工事店の指定について、円滑に工事が実施されるよう、所要の改正を行おうとするものであります。

内容としましては、家庭や事業所が行う排水設備等の新設等の工事は、下水道排水設備指定工事店として市長の指定を受けた者でなければ行ってはならないと規定されていますが、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではないという内容を追加するものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第38号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言を参考に、災害その他非常の場合における給水装置工事について、円滑に工事が行われるよう、所要の改正を行おうとするものであります。

内容としましては、給水装置の工事は市長、または市長の指定を受けた給水装置工事業者が施行すると規定されていますが、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長、または他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではないという内容を追加するものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第41号 市道路線の廃止について御報告申し上げます。

今回の市道路線の廃止は、一木地区の1路線であります。

説明によりますと、内肘折線は、川口カントリー前交差点付近の路線であります。

この路線は、福岡県で進められております主要地方道大牟田川副線バイパス（柳川・大川工区）の一部工事完了、供用開始に伴い、県道が市道路線と重複しましたので、市道路線の廃止をするものです。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査

を進めたところ、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号 市道路線の認定について御報告申し上げます。

今回の市道路線の認定は、向島地区の2路線であります。

説明によりますと、1つ目の東田4号線は、宮前小学校の西側の路線であります。

この路線は、令和6年度から民間事業者での開発行為が行われており、都市計画法第32条の協議に基づき、市に帰属される道路として、大川市寄附採納に係る市道認定基準に基づき市道認定をするものです。

2つ目の中開2号線は、宮前小学校の北西の路線であります。

この路線は、所有者から寄附採納願が提出されたため、大川市寄附採納に係る市道認定基準に基づき市道認定をするものです。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところ、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告は終わります。

○議長（永島 守）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次に進みます。

まず、議案第37号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号 市道路線の認定について採決をいたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長の報告のとおり可決されました。

次に、令和5年6月議会において設置されました大川市議会議会改革調査特別委員会に付託いたしておりました調査案件を議題といたします。

これから大川市議会議会改革調査特別委員会における調査の結果並びにその経過について、大川市議会議会改革調査特別委員長の報告をいただきたいと思います。大川市議会議会改革調査特別委員長、平木一朗議員。

○大川市議会議会改革調査特別委員長（平木一朗）（登壇）

私は大川市議会議会改革調査特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議会改革に関するこれまでの審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この議会改革調査特別委員会のほうは、議長を除く全員で取り組んでまいったことであります。

本委員会といたしましては、令和5年6月30日の設置以来、議員定数と議員報酬の適正化という2つのテーマに取り組み、社会経済情勢の変化や、大川市特別職報酬等審議会の意見

等を踏まえ、審議を重ね、令和5年12月定例会において、議員報酬月額を引き上げる改正案を提案し、可決いたしております。議員定数の削減については、令和6年3月定例会において、次の一般選挙から14人を12人へ削減するとの改正案を提案し、可決いたしたところであります。

令和6年6月定例会においては、本特別委員会の設置期間を1年間延長することとし、残された課題に関して審議を継続することといたしました。

まず、議員定数削減後の委員会の体制について、これまでどおり3委員会体制を維持することで一定の方向性を出すとともに、一般質問の在り方などについても議論を行いました。さらに、社会問題化しているハラスメント問題にも取り組み、我々大川市議会が率先してハラスメントを根絶するという決意の下、令和7年3月議会において、大川市議会ハラスメント根絶条例を提案、可決いたしました。

最終回となった今月13日の委員会では、委員より、本会議での一般質問を含めました公の場において、個人名を挙げ、不確かな情報を基に人をおとしめるような発言があったことに対し、我々は市民全体の代表として品位を損なうようなことは厳に慎まなければならない立場であるにもかかわらず、議員としての質の低下を招いているような言動が多々見受けられる。これまで本委員会で議会改革に取り組んできたが、このような改革をしていかなければ大川市議会自体の質を問われる事態になりかねないとの意見が開陳されました。

本委員会は、設置以来、今日まで、2年間にわたり計16回の会議を重ねてまいり、一定の成果を上げることができたと思っております。

取り組むべき課題は山積しており、さらなる議会改革の必要性を感じているところでございますが、本特別委員会を一旦閉じ、次の機会にいたしたいと存じております。これまでの委員各位の御協力に感謝申し上げ、私の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（永島 守）

大川市議会議会改革調査特別委員長の報告は終わりました。

これから大川市議会議会改革調査特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、通告はありませんので、次に進みます。

なお、本件につきましては、委員各位の御努力により、大川市議会議会改革調査特別委員

長において調査を進めていただきましたが、先ほどの大川市議会議会改革調査特別委員長報告をもって調査を終了することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、大川市議会議会改革調査特別委員会は本日をもって調査を終了いたします。

次に、大川柳川衛生組合議会議員の選挙を行います。

本会議で選挙すべき人数は、当組規約第7条及び第8条の規定により、4人となっております。

この際、お諮りいたします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、この際、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することにいたします。

それでは、大川柳川衛生組合議会議員に1番永尾学議員、2番西田学議員、8番龍誠一議員、10番内藤栄治議員、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を大川柳川衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、永尾学議員外3人が大川柳川衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、議会会議規則第32条第2項の規定によりこれを告知いたします。

次に、花宗太田土木組合議会議員の選挙を行います。

本会議で選挙すべき人数は、当組規約第5条及び第6条の規定により、4人となっております。

この際、お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規

定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、この際、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、花宗太田土木組合議会議員に3番古賀寿典議員、6番馬淵清博議員、7番宮崎稔子議員、11番川野栄美子議員、以上の4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を花宗太田土木組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、古賀寿典議員外3人が花宗太田土木組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君がこの議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、この場において告知いたしたいと思います。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

午前10時13分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、市長から議案第44号 財産の取得についてなど4件の議案の送付がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げますとともに、これを本日の議題に追加し、直ちに上程いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、まず、議案第44号 財産の取得について、議案第45号 大川市副市長の選任について、議案第46号 大川市教育長の選任について、この案件3件を

一括議題といたします。

これから提案理由の説明を求めます。

議案第44号から議案第46号まで、この案件3件につきましては、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（江藤義行）（登壇）

本日ここに、追加として提案させていただきました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第44号 財産の取得について御説明を申し上げます。

本議案は、児童・生徒が使用する学習用タブレット端末が耐用年数を迎えることから、入れ替えるための端末等購入の契約を締結するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号 大川市副市長の選任について御説明を申し上げます。

本議案は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、本市副市長として本村和也さんを選任しようとするものであります。

既に御承知のとおり、本村さんは豊富な行政経験の持ち主であり、市職員として市勢の発展に貢献されてきたところではありますが、その豊かな知識と経験を生かした行政手腕は高く評価されてきたところでもあります。

行財政改革をはじめ、多くの行政課題に対し積極的な取組を行っている本市におきまして、本村さんは市政を円滑に進めていく上で必要不可欠な人材であると確信をいたしております。

議員各位の御賛同を切に賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

次に、議案第46号 大川市教育長の選任につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、本市教育長として西嶋賢児さんを選任しようとするものであります。

西嶋さんは人格、識見ともに優れ、社会的信望も厚く、地方教育行政に対する重要性がますます高まる中で、教育行政に関して優れた識見を必要とする本市教育長として最もふさわしい人物と考えております。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、これらの議案について特段の御配慮をいただき、何とぞ何とぞ御議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（永島 守）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちにこの本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、まず、議案第44号 財産の取得についてを議題といたします。

ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をいただきたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告をいただきたいと思ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第44号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 大川市副市長の選任についてを議題といたします。

ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告を願ひます。9番平木議員。

○9番（平木一朗）

それでは、議案第45号 大川市副市長の選任について質疑をさせていただきます。

候補者のほうは、我々議会側として、様々議員の各それぞれの意見により、2回否決させていただいた経験があります。全く同じ内容で出されているということでございますが、市長がよく言われる一事不再議ということであれば、本来、会期が変わるので、一事不再議ではございませんが、全く同じ内容の中で、今回、高く評価をしているという表現もありました。

そういう中で質疑をさせていただくわけですけれども、副市長は市長を補佐し、市政全般

を調整する役割があるが、これまでの経歴において、市民との協議経験や危機管理能力を発揮した具体的な例があればお示してください。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

危機管理というのはどういうことをおっしゃられているんですか。よく分かりません。何の危機管理。いろんな危機管理があるんですけど。

○議長（永島 守）

よろしいんですか。これでよろしいですね、はい。

じゃ、2回目ですね。9番平木議員。

○9番（平木一朗）

様々な危機管理があると思いますが、御自身の言葉の中の、この危機管理を聞いた中で、御自身が行政に関わっている首長でございますので、この本村氏が実行してきた行政の様々な危機管理の中においてどのような対応をされてきたかということを知りたかったわけでございます。

次の質問に移ります。

副市長候補を選任するに当たり、どのような基準や選考プロセスがあったのか。また、その情報は議会にどのように開示されておりましたでしょうか。議会との意見交換なく進められた人事であれば地方自治の本旨に反していると感じておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

いやいや、とにかく本村さんについては、皆さん御承知のとおり、本当に最適な人だと私自身思っております。これに尽きると思います。

以上です。

○議長（永島 守）

9番平木議員。

○9番（平木一朗）

私の先ほど2回目の質問というのは、いわゆる意見交換なく進められた人事であればということを行いました。私自身も、この追加議案という形になって、つい先日ですかね、水曜日のほうから御連絡いただいていたんですけども、半年もかかっています、正直言って。副市長がいないということがですね。そのことで、今回、普通は9月議会の一番最初のほうに出されるのかなと。しかも、それは出されないということで、もしかしたら江藤市長のほうでいろんなことを考えた上で、少し人選のこととか議会のほうに相談か何かあって、しっかりとまたその辺の選考について考えていくべきじゃなかったのかなと感じている次第です。

今回、追加議案になったということは、私自身としてはちょっと首をかしげているということがございましたので、その辺について質問をさせていただいた以上で、先ほど2つの質問で、ほかの3つ目は多分ないかなと思いますので、これで質問を終了させていただきます。

○議長（永島 守）

それでは……（「議長、質疑」と呼ぶ者あり）11番川野議員。

○11番（川野栄美子）

江藤市長に質疑いたします。

議案第45号ですけど、この提案内容は先ほど市長がおっしゃったんですけども、やはり市長がトップでどのような政策をしたいのかというのが市長の表明としてなかなか分かりにくい。何をしたいのかというふうなものが分かりにくい。例えば、トイレを直すとか給食費は分かれますけど、この大川をどのようなふうな政策でやっていくのかというのが見えな。そこが見えるようにするためには弱いと思いますが、それをどう考えてあるのか、まず質問いたします。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

この人事案件の中でそういうような市政の方向性を示せということなんですか、川野議員が言われているのは。どのような大川をまち——よくよく質問の趣旨が分かりませんでした。

○議長（永島 守）

11番川野議員。それは2回目の質疑ですか。

○11番（川野栄美子）

いや、今のにですよ。だから、2回目やない。今のに。どんな質問ですかと聞かれているから。

○議長（永島 守）

お尋ねですね、今度は。そしたら、はい、どうぞ。

○11番（川野栄美子） 続

どういうビジョンを持ってありますかと聞いたものです。分かりやすく言えば。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

この人事案件と関係するんですか、それは。（「はい」と呼ぶ者あり）いや、大川——ビジョン。大川市のビジョンですか。（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（永島 守）

11番川野議員。

○11番（川野栄美子）

市長としてどうやりたいか。これはどういうことを聞くのかと、市長のビジョンがある。そのビジョンの中に副市長がどうやってその仕事をするかになるから、まずは市長がどのようなビジョンを持ってこの大川市をやりたいかということが分からない、表明しない限りは副市長を誰かということは分からないから、一番大事なことを聞いているわけです。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

長くなっていいんですか。まず、私は市民の負託を受けて、民意が出ました。その民意の方向に沿って大川市政を進めてまいります。これは当然のことです。

そして、私の公約がいろいろあります。それを一步一步進めていきます。まず、10月から始まる給食費の無償化、それから、医療費の無料化ですね。本当に、特にお子さんをお持ちの主婦の方たちは待っておられます。だから、着実に10月から進めていきたいということを考えています。

それとともに、私自身の感覚なんですけど、市民サービスがされていなかった部分もあるんじゃないかなということで、今、様々な形で市民との討論会を始めています。その中でい

ろんな要望を聞いて、この議会で言ったように三現主義ということをしてですね。現場に行って、自分の目で確かめようと。そうしないと、やっぱりこの私、まだ新米ですから、分からないからということで、必ず現場に行くようにしています。そして、今までなされていなかったところをやっていこうということで、和式のトイレ。現場を回るときに、おばあちゃんが和式のトイレに座って立ち上がれなかったというような例も聞きましたもんですから、それを今3か所とか、あと、文化センターも全部ウォシュレットつきに変えました。様々なそういうようなことを非常に身近な点からも含めて今やっております。

それとともに、大川が10年後、財政——皆さんも御承知のように財政がすごく厳しいんですよ。すごく厳しい、財政が。だから、10年後、20年後、大川市の人口規模がどうなっているのかというのを予測しながら、出生率が1.8で大川市はいろいろと考えておられるんですけど、1.1でやり直して、大川市がどのような財政構造になるかということを描きながら、どうすべきかというふうなことを今考えています。無理なことはできないんですよ。やっぱり財政基盤がないのに無理すると、本当に将来の子どもたちに負担をかけ過ぎます。そういうふうなことを考えながら、大川がどういうまちづくりがいいのかというようなことを日夜考えています。一応、もちろん地場産業、それ以外の地場産業とか、いろんなことはあります、それは。観光も含めてですね。しかし、全体の大川の規模感とか、様々な将来の方向性とかも含めて、いつも考えています。いずれ福岡市も東京も人口が減っていくわけですからね……

○議長（永島 守）

市長、少しまとめましょうか。

○市長（江藤義行）続

いや、まとめは……

○議長（永島 守）

このような答弁でいいんですか。

○市長（江藤義行）続

いやいや、長くてもいいと言われたから言っているんですよ。将来の展望を語っているんですよ。長くてもいいと言われたから。こういう場で言うべきものかなと思いがらね。

そういうことで、本当に大川市の将来は、財政を見ながら、収入はどうなっていくかというのを見ながら今考えています。日夜考えています。それを補佐する副市長、それから、教

育長はぜひ必要です。ぜひ皆さん御理解をいただきたいと思っています。それはいろんなことがありました。私自身も議員の皆さん方にいろいろ御迷惑とかかけたこともあったかもしれませんが、これは一応民意が出たから、ぜひ協力してもらいたい。私も全力を通して市勢の発展のために、私の将来を――将来というか、私の命をささげたいぐらいに思っています。道の駅で賛成された方が、否決されてやっぱり悔しい思いもされていると思っています。本当にそれを思っています。しかしながら、一応というか、この激しい戦いの中で民意が出たから、私自身も全力を通して市勢発展のために尽くしたいと思っています。ぜひ議員各位の協力をお願いしたいと思っています。そうすれば、もっともっと私自身の働く能力とか、それが各方面に行き届いて、もっともっといい市政ができるんじゃないかなと思っています。

とにかく幹部会でも言われます。課長が様々なことでみんな私と協議しなきゃいけないと。以前は副市長で止まっていた部分もあると。決裁も本当にすごいんですよ。決裁が毎日。だから、私は朝早く来ているんですよ。そして、決裁がたまっていないかということで、電子決裁も20も30もたまることがあるしですね。よく分からなければ、また人を呼んで、これはどういう意味だと聞いたり、様々なことを1人でやっているんですよ。これはやっぱり大川市のためにはよくないと思っています。ぜひ協力してもらいたい。伏して議員の各位をお願いしたいと思っています。

今後とも市勢の発展のために命をささげるつもりで頑張っていきます。どうぞ、本当に切にお願いしたいと、伏してお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（永島 守）

11番川野議員。

○11番（川野栄美子）

市長……

○議長（永島 守）

新たな質問ですか。

○11番（川野栄美子）続

いえいえ、次に行きます。

○議長（永島 守）

はい、2回目ですね。

○11番（川野栄美子）続

今、市長に政策はどうか、ビジョンはどうかということ聞いたのは、例えば、政策として子育ての支援の政策をやりますよというふうな感じのものがあつた場合にですよ、今までにね。そうしたときに、副市長も、その子育ての支援をしっかりとやっていただく副市長というふうなものを選んでこられたわけですよ、今まで。だから、市長の思いと副市長はイコールなんですよね。ただ自分が忙しいけん、その副市長がやるというふうな考えではやっぱり駄目と思うわけですね。（発言する者あり）政策。政策と一緒にならなくてはいけないと思うわけ。その表明が、何しろ政策の表明がなかなか見えない、分かりにくいというのが一番の欠点だろうと思います。だから、なかなか決まらないやないですか。一番大事な政策を、ビジョンをはっきり示すと、議会もそれに対して、ああ、これは本村さんでもいいんじゃないだろうかなというふうに分かりますけど、その議論をするような政策が全く見えない。これがこういうふうな問題を起こしているんじゃないだろうかなと思います。

副市長というものは、ただただいろいろ経験があつていいというふうな感じがありますけど、やっぱり行政だから、この大川をどうやって持っていくのかというふうに、非常に重いものです。市長と団体ですね。副市長といつても、市長と同じような仕事をしなくちゃならないわけですね。例えば、市長がおっしゃいましたけど、私が例えばで申し上げますならば、子育て支援をするという政策を出しました。そしたら、そのときに、副市長にも子育て支援を、やっぱり市長と共にやっていかないかんから、この大川市として例として出したのが、子育て支援総合施設ができましたね。あれは公園法といって、公園の中に建物を建ててはいけないという法律があつたけれども、法律が変わって、子育て関係なら建ててもいいという法律ができました。そういうところで副市長が、じゃ、それをしっかり市長がおっしゃるようなものにやりましょうというところでいろんなものでされたんですけども、やはりこの中に、子育て支援総合施設を建てる中に議会もいろいろ言いましたけれども、妊娠から子育てまでをストレートでやっていくという、かつてないものをやつた。これで大川市は、えっ、大川市はすばらしいじゃないですかという政策が実つたわけですよ。そういう実つたものを江藤市長にぜひやってもらいたいということで口酸っぱく言っているわけです。簡単なものじゃないですよ。この人が副市長に合うからこの人でいいでしょうと、そんなものじゃありませんよ。今、大川はどういう状況にあるかということでもあります。ですから……

○議長（永島 守）

川野議員、質疑になっていません。

○11番（川野栄美子）続

ですから、今から言いますけれども、副市長にはどんな政策をさせたいと思っているのか、お尋ねいたします。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

今いろんな事業が進んでいます。川野議員は副市長にどんな仕事をさせたいかと言われたんですけど、それは私が公約に掲げたとおり、それに沿って仕事をしてもらいます。それはやっぱり住みよいまちづくりというのがあります。様々な角度から住みよいまちづくりというのをやっていかなければいけないと思っているんですよね。だから、川野議員が言われた例のモッカランドについてもそうです。それとあと、裏にある公園なんかについても、滑り台は撤去されたままなんですけどね。だから、一体となってあそこでも遊べるように、あそこの遊具関係をやり直します。それ以外に、やっぱり子どもが住みやすい、そして、あるいは若いお母さんが将来、大川に住んでよかったと思えるようなまちづくりは今後とも議員の皆さんと協力しながら進めていかなきゃいけないと思っています。

それ以外に、地場産業の活性化とか様々な観光ですよね、それは様々なことが、川野議員はよく分かっておられると思うんですけどね、それを一体となって、一緒になって進めていこうということで思っています。ぜひ御理解をいただきたいと思っています。よろしく願います。

○議長（永島 守）

11番川野議員。質疑に限定して、そういう場合には討論の場でやっていただかないとですね。端的に、手短にお願いします。（「分かりました」と呼ぶ者あり）11番川野議員。

○11番（川野栄美子）

じゃ、最後の質問にいたします。議長から注意を受けましたので、簡単にいきます。

本村さんは一度、再々雇用をされまして、僅かでお辞めになりました。何の理由で辞められたか分かりませんが、本当に僅かでお辞めになりました。こういうお辞めになりました方を副市長の人事案に出されました理由はどういう理由でしょうか。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

それは3月の議会で言いませんでしたか。だって、私……（「言った。言ったよ」と傍聴席より呼ぶ者あり）ね。もうお忘れになっているんじゃないかと思いますがね……

○議長（永島 守）

傍聴席は静粛にしてください。ここは意見を言う場所ではございませんから。よろしいですか。

はい、どうぞ。

○市長（江藤義行）続

よろしいですか、それで。（「いや、3月に答えましたけど、再度聞いているわけです」と呼ぶ者あり）

○議長（永島 守）

市長。端的に答えてあげてください。

○市長（江藤義行）

やっぱりいろんなことがあって、辞めたほうがいいよと僕は言いました。

以上です。

○議長（永島 守）

これにて質疑を終了させていただきます。

それでは、次に進みたいと思います。

次に、討論を希望される方、この際でございますので、御通告を願います。（「賛成討論ですよ」と呼ぶ者あり）賛成の方、賛成討論の方、6番と4番、10番ですね。

それでは、4番西田議員。

○4番（西田 学）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号4番、西田学です。議案第45号 大川市副市長の選任について賛成討論を述べさせていただきます。

令和4年12月議会の一般質問で永島守議員は副市長について述べられています。一部を抜粋しますと、「市長が飛び回って回る中には、やっぱりどうしても副市長は1名では足りません。言うならば、産業と経済担当副市長と、それから、行政をしっかりと、市長の留守をお守りする、そういう副市長というような、これは私がただ申し上げるわけでありませ

から、いずれかはそういう時期が来るやもしれないというふうに私も思っておりますし、私もしっかりと早く皆さん方に一生懸命やっていただいて、ぜひ今ある政策について、早期の実現をあらゆる政策、まだまだ市長がやりたくてやれないことがたくさんあるのは私も存じておりますから、やっぱり1つずつ実現させながら、しっかりとその後の政策実現について邁進していただきたいというふうに思っておりますし」云々などです。私も全く同感です。部長職のない大川市で今、江藤市長は大変多忙を極められています。副市長不在は市民サービスに大きな影響を与えます。早急に市長を補佐する副市長を置く必要があります。

本村和也氏の行政経験や温厚な人柄は12月と3月議会でも申し上げたとおりで、多くの方が認めていて、改めて言うまでもありません。したがって、私は副市長に本村和也氏が最適任者と考え、議案第45号に賛成をいたします。

○議長（永島 守）

傍聴者にお伝えします。ここは撮影はできません。撮影をしようと思ったら退席してもらいますよ。全員退席してもらいますよ。スマートフォンは見えないように置いてください、こっち向けんで。よろしいですか。議事が止まりますよ。

それでは、次に行きたいと思います。10番内藤議員。

○10番（内藤栄治）（登壇）

私は副市長人事案件につきまして賛成の答弁をさせていただきます。

本村和也君は九州大学理学部を卒業されており、江藤市長とは同窓で先輩、後輩の間柄です。大川市役所へ入所後は財務畑を多く任され、財務に明るく、また、行政経験や知識が豊かで人望も厚く、江藤市長の片腕として、また、副市長として最適任と私は思います。

今いろいろ質疑がなされましたけれども、本当に江藤市長がこれから政策を進める上で本村君は最適な人だろうと思います。

○議長（永島 守）

6番永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）（登壇）

6番永島幸夫であります。賛成のほうのお話でございます。

この大川市議会、もちろん大川市民も同じですけども、全国で悪いほうの話になっております。どういう市議会ですかと。どういう問題をやっているんですかと。こういうふうな副市長の問題で、市長を補佐する人を早く決めて市政に貢献してもらわないかんわけですよ。

議員の皆さんがこういうことに対して反対とかするとはおかしいわけです。ぜひとも副市長には本村君を推薦いたします。

以上です。（「議長、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（永島 守）

ちょっと待ってください。

5 番馬淵議員、あの……（「同じです。反対討論される方を多分お忘れになられたんじゃないかなと思って。すみません。その方です」と呼ぶ者あり）申し訳ございません。5 番馬淵議員、どうぞ。

○5 番（馬淵清博）（登壇）

皆様こんにちは。改めまして議席番号5番、馬淵清博でございます。今日提出されました議案第45号 大川市副市長の選任について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

副市長候補に際しましては、12月議会に再任用で、人事秘書係で再雇用をされました。また、その後すぐ1日半でお辞めになるという事案がっております。当時、市長の説明は、本人が決断して、私が止める間もなく辞められたということで、どうすることもできなかった旨の発言をされておられました。しかし、3月議会終了後の記者会見において、その事実にもまた触れられ、月曜日、そこに座っておられた。さらし者ですよ。これじゃ仕事はできない、こんなところでは、だから、もうあなたは辞めたほうがいいですよと言ったというふうには発言されております。市長の発言がこういうふうになると、江藤市長の発言にはやはり私は不信感を持たざるを得ません。

昨年12月議会終了後、副市長の人事について、予想していたが残念な思いだ、今後、議会や議員の方に説明を尽くしたいというふうには発言されておられました。しかし、3月議会でも申しましたが、3月議会でもありませんでした。今6月議会でもありませんでした——ありませんでしたと言うと失礼ですが、議会が始まる15分ぐらい前に、市長から私にお話があるということで伺いに行きました。副市長と教育長を今日、臨時の議案として出したので、よろしく願いをしますという旨のお願いでございました。今まで教育長等について、再三、市長とは個別に会ってお話をいたしたりしております。今までに副市長のことは一言も、一言も出ておりません。今日初めて議会10分前に伺いました。副市長とはそんな簡単な仕事ではないということは市長はよくおっしゃられております。私も理解はいたしております。で

も、この副市長、教育長、重要な議案だと思っております。そういう重要な議案ならば、きちっと最初に上程すべきであって、説明をするのが普通ではないでしょうか。こういう言い方をすると失礼かもしれませんが、先ほど市長が私に説明されたとき、本当は今回は出すつもりではなかった、でも、周りの人から言われて金曜日に考え始めたと言われました。遠藤議員も同時におりましたので、言われたことは遠藤議員もはっきりお聞きになっております。

そういうことで、先ほども言いましたように、途中から議案を考える、そして、議案を上程する。まして、自分が考えていなかったけれども、そういうふうな、ほかから言われたので、議案を上程したと、そういうふうな発言をされると議会軽視ではないかと思えます。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）よって、私は市長の今回提案されました議案第45号 大川市副市長の選任については不同意といたしたいと思えます。

以上です。

○議長（永島 守）

それでは、ほかにございませぬようございませぬので、採決に入りたいと思えます。

議案第45号 大川市副市長の選任についてを採決いたしたいと思えます。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めませぬ。よって、本案は不同意となりました。

次に、議案第46号 大川市教育長の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告を願います。9番平木議員、12番遠藤議員、2名です。

そしたらませぬ、平木議員からどうぞ。

○9番（平木一朗）

議長の許可をいただきませぬして質疑させていただきます。

御存じのとおり、教育長というのは本市の教育を左右する非常に重要なポストでございます。そのためにも、市民の信頼を得るためにも、今回の人事における説明責任をしっかりと示していただきたいと思っております。次第でございます。

それでは、申し上げます。

先ほども申したとおり、2回も私たちは9月議会から、12月議会か。それから2回否決いたしました。その中でも、皆さんそれぞれがやはり教育長に関する不信、そういうことも感

じてされたことだと思います。内容については私たちも話し合っているわけではございませんのでよく分かりませんが、この2回あった中に市長のほうは、ある方にお会いしては、あなたみたいな人が教育長になったらいいんじゃないのとか、そういう話も若干話で聞いておりますけど、それは真偽は分かりません。

そういう中で、どのようなプロセスを経て、本当にこの西嶋さんが教育長としてふさわしいか。先ほど副市長の話もありましたけれども、やはり教育長を選ぶ際は、面接だったりとか、また、公募でも選べるんですよね。様々な形で選択方法はあると思います。そういう面接を様々なやってきた中で、どのようなプロセスを経てこの候補者に選定されたのか、そして、3回目も同じように出されるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

いや、それは、どのようなプロセスとってですね、それは様々な方たちに様々な協力をしていただいて、様々な形で様々なコミュニケーションツールを通じて、様々な方に御迷惑をおかけしました。そして、最終的にいろんなことがございましたけど、最終的に判断して、西嶋先生がやっぱり最適だという私の判断でございます。

それと、ほかは何かあつですか。

○議長（永島 守）

9番平木議員。

○9番（平木一朗）

2度も否決されたのに、なぜ3回目もそうやって出されたのかということをお聞きしたかったと思います。またこれは次のほうでいいです。2回目の質問のほうと一緒に構いません。

候補者がそれだけ言われて、もちろん候補者の西嶋さんとも何度もお会いされたと思うんですよね。そういう中において、どのような教育理念を持って、そして、今後、市の教育をどのように発展させていただきたいのか、そういう話もされているんじゃないかなと思いますが、その辺のところをよかったら説明もお願いいたします。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

西嶋先生は——平木議員には説明書を渡さなかったですかね。一応、西嶋先生の経歴については教育委員の方たちとも相談してつくっております。今日はここに持ち合わせていないんですけど、ほかの人には渡していると思います。本当に私たちが想像する以上に立派な方です。私も本当に安心して推薦できます。

そして、文部科学省からも優秀な教職員ということで表彰されておられるんですよね。本当にこういう方はなかなか私見られないし、こういう方が来ていただければ、大川市の教育界にとってもすごくプラスになると思っています。それは本当に私がそう感じて、私がこの人だったら間違いないということで、第一に、本当に、本当に本当に思っているんですよ。だから推薦しています。これは間違いないです。これは本当に強力に推し進めたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（永島 守）

9番平木議員。

○9番（平木一朗）

ちょっと言葉は——先ほど川野議員からのやり取りも見ていますと、もうちょっと内容が欲しいなと感じているし、まだ、本当は、この半年間があったので、その辺のお話というのは十分にできたわけじゃないのかなと、ちょっと残念な気持ちもございます。

次です。

そういうことで、市が今掲げている課題、様々あります。そういう中で大川市は教育大綱をつくっていますね。そして、第2期の大川市教育振興基本計画、これも昨年度、2025年にできたばかりでございますけれども、そのような中で、大川が今掲げている課題や今後の方針、そういうことに関して、この候補者が掲げている教育理念や政策がどのように大川市によって反映されると期待されているのか、その辺のところをよかったらお願いいたします。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

教育大綱についてはいつも持っておられて、そして、完璧に理解されています。そして、自分のかばんの中に教育大綱のあれについては持っておられます。この教育大綱についても、

何かのときにはすぐその冊子を開いて対応すればいいというような態勢を取られています。

以上です。

○議長（永島 守）

それでは、質疑、次に12番遠藤議員。

○12番（遠藤博昭）

端的にお伺いいたします。

2度も不同意とされた案件を何の訂正もなく提出されております。その理由をお尋ねします。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

どういう意味ですか。何の訂正もなくというのはどういう意味でしょう。訂正というのはどんなことを言っておられるんですか。どんなふうなこと。訂正という意味がちょっとよく分かりません。どういう意味でしょうか。

○議長（永島 守）

多分、同じ内容で出してあるからということじゃないですかね。遠藤議員、どうぞその部分はカウントしませんからおっしゃってください。（「訂正という意味がよく分からんとばってん」と呼ぶ者あり）12番遠藤議員。

○12番（遠藤博昭）

答えがないので、次行きます。

市長は大川市の子どもたちにどのような大人になってほしいという思いを持っておられますか。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

大川市の子どもたちには、夢を抱き、そして、自分の将来を、希望ある世界感、そういうのを持っていただきたいと思っています。幅広い考え方を持って臨んでいただきたいと、そういう大川市の本当に若い子どもたちにすごく期待しています。そのためには、ぜひこの西嶋先生が必要です。この方は御承知のようにオリンピック選手も育てておられるし、それか

ら、様々な実績がございます。それは皆さん安心してください。本当に僕自身もびっくりするぐらいに立派な方です。ぜひ議員の皆さん方に協力をお願いしたいと。こんな立派な方がですね、恐らく、私が今までいろんな方とお会いして、これほどの教育者としての立派な方はおられないんじゃないかなというぐらい私は思っています。

以上でございます。

○議長（永島 守）

市長、尋ねられたことに対する答えになっていませんから、その辺を少し考えて次回はお答えください。

3つ目ですか、はい。12番遠藤議員。（「どうしてですか。ちょっと待ってください。ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

○12番（遠藤博昭）

3番目です。いいですか。二度と言いませんから。

市長は、コミュニティ・スクール、これをどのように評価してありますか。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

そのことについても、今後やっぱり重要な課題であるし、そういうことも含めて取り組んでいかなきゃいけないと思っています。

以上です。

○議長（永島 守）

以上で質疑を終了させていただきます。

次に、討論を希望される方は、この際ですから、通告を願います。9番、4番、10番、12番、6番、5人——6人。7番も。賛成反対、反対の方……（「反対、賛成、反対、賛成といくんでしょう」と呼ぶ者あり）それは前はカウントしとらんやったからそういうようになってしまった。そしたら、反対からどうぞ。（「反対のほう先やりましょう」と呼ぶ者あり）分かりました。

それではまず、9番平木議員、どうぞ。

○9番（平木一朗）（登壇）

9番平木一朗です。先ほどから言いますように、教育長というのは本市にとって教育の方

針を左右する極めて重要なポストであることは事実でございます。私どもとしてもふさわしい教育長が上がっていただくことを心から願っているばかりでございますが、市長が教育長を任命する制度になったとはいえ、教育委員会は首長からの独立性が求められる制度であることは変わりありません。

先ほど任命になったという制度ということで、10年前ですかね、それまでは教育長と教育委員長というのがありました。これが法改正により新教育長という制度になり、教育長が教育委員長も一任するという事になった制度から約10年たっております。これは、政治や行政による教育への不当な支配や介入は教育の独立性を損ない、偏った教育内容を招く傾向性があります。教育基本法には教育の独立性を規定し、不当な支配に服することなく行われるべきと定めております。

私たち議会において、先ほどから、初日からもありましたけど、内藤議員のほうが前回ですかね、この教育長の人事のことで賛成討論もされたと思うし、今回の一般質問の中でもされました。御存じのとおり、虚言も多いし、暴言も多いし、間違った言葉も多いわけでございます。そして、定時制、そしてまた、様々な理由により学校に行けない子どもに対してのあつてはならないような発言もあったのは皆さん御存じのとおりと思います。そういう中で、この方というのは大川樟風高校の中でもいろいろと役で非常に深く関わっている人でもございます。そういう話を聞けば聞くほど、この候補者の賛成の話を聞けば聞くほど、西嶋氏というのは唯々諾々と従ってきたのではないのかなと、個人的にそのように疑いの目で見えてしまうことであります。ましてや本会議において、教育長が決まっていないということから、中立性を保った教育委員会が市長へ提言をされてありましたね。意見書を出されておりました。それにもかかわらず、教育委員会の名前だけじゃなくて、個人名まで出して、内容までもコピーをして、それを言う。やっぱりそういうことを考えておりますと、中立性を保つべき教育委員会の立場といたしましても、これは間違った選択じゃないかなと感じている次第でございます。

2回、私たち議会としては様々な理由により否決をさせていただいたけれども、こういうことが深まれば深まるほど、私自身、やはりこれはできないんじゃないかと、中立性を保つためにも、教育委員会のためにもよろしいことではないと思っております。今回が終わりにしていただきたい。そして、もっと現場の声や教育委員会の声、その人物像に沿った人選で選んでほしい、そのように感じている次第です。

教育委員会といたしましては自立を求めることが困難だと思いますので、断じてこのことに関しては得ることはできません。

以上で私の反対討論とさせていただきます。

○議長（永島 守）

よろしいですか。次、4番西田議員。

○4番（西田 学）（登壇）

議席番号4番、西田学です。議案第46号 大川市教育長の選任について賛成討論を述べさせていただきます。

大川市の教育長が不在となって8か月過ぎました。教育行政を考えれば、一日も早く教育長選任を急がなければなりません。

12月と3月議会では否決されました。理由の一つに、義務教育と県立高校の教育方針の違い、これもあったと思いますが、県立高校校長出身者が教育長に就任したケースはたくさんあります。3月議会でも述べましたが、西嶋賢児氏はかつて大川樟風高校の校長をされ、大川市の校種間交流、これも経験をされています。また、体育教師として、あるいはソフトボール部の指導者として長年高校に勤務された経験豊かな西嶋賢児氏が大川市教育長の最適任者と考えます。

判断すべきは、今、教育長が大川市にとって必要か、あるいは西嶋賢児氏が大川市教育長として適任かどうか、そういうことを基準として、是々非々で賛否の判断を下していただくようお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、7番宮崎稔子議員。

○7番（宮崎稔子）（登壇）

皆様こんにちは。反対討論をさせていただきます。

6月16日、私は市長室に呼ばれて今回の人事案件のお願いをされましたが、議会初日に提案をされるべきものではないかとお話ししたところ、市長は、いえ、先週から出す準備をきちんとしておりましたと言われました。ならば、なぜ初日ではなく最終日に出されるのか、私にはその意味が分かりません。

また、そのとき市長は、教育委員さんたちが市長室に来られて、教育委員さんが今回の教

育長人事をよく理解し、西嶋さんを応援しますので、頑張ってくださいと言われたと言いました。西嶋氏の紹介文も、教育委員さんからこれも載せたほうが良いと言われたので、幾つか追加したと言われました。その2点も教育委員さんに確認をさせていただきました。教育委員さんたちは、こちらから行ったのではなく、市長から話があるからと言われて行きましたと言われ、また、教育委員さんたちは皆さんその2点を否定されています。西嶋さんを応援していると言った覚えはないし、紹介文の追加など言った覚えはないということです。教育委員の皆さんたちは市長に要望された内容で今でも考えは変わらないということです。

そして、市長は教育委員さんと呼ばれたときに、6月議会では西嶋さんはやめようと思うと言われたそうですね。教育委員さんたちにもうそをつかれたのでしょうか。なぜそのようなそを言われるのか、公人として信用ができません。

また、通常なら、一度議会で否決された案は、再度出されるにしても何らかの修正をした上で出されるのではないのでしょうか。今回で同じ方を挙げられるのは3回目です。西嶋さんの教師、指導者としての資質を否定しているのではなく、大川市の教育長として別にふさわしい方がおられるのではないかと思います。

私は現場の状況を一番御存じの教育委員さんの御要望が当然だという考えは変わりません。今回の人事、反対いたします。

○議長（永島 守）

次に、10番内藤栄治議員。

○10番（内藤栄治）（登壇）

私は大川市教育長の選任について賛成意見を述べさせていただきます。

西嶋先生は教育行政を行うに当たり必要な資質を備えておられます。教育長は地方公共団体の長と同様に住所要件を必要としないので、広く有能な人材を登用するのがこれからの大川市の教育行政に必要であることは当然のことです。

教職員出身の教育長として小・中学校出身者は多数おられますが、高等学校出身者の教育長も近隣の市町にも多数おられることは紛れもない事実であります。例えば、柳川市、みやま市、筑後市もそうです。また、筑前町の元教育長であった柳川市出身の大雄先生も高等学校出身者です。全国的に中高一貫教育が待望されている時代において、義務教育出身者でない和不適切であるというのは時代錯誤も甚だしい限りであります。なお、大川市も中高連携教育を目指しております。

また、西嶋先生は大川市教育大綱も完璧に理解されております。いろいろ勉強されておられます。この中で、自分も思いますけど、コミュニティ・スクール、学校、地域、家庭、こういうことははっきり言ってみんな知っていることなんですね。私なんかも地域活動として、学校の児童の安全を見て、交通指導を20年近くやっております。そういうことで地域と学校は一緒になってやっているんです。こういうことをしていくということは当たり前のことなんですよ、今。そして、そういうことを知っておられますかということ自体が自分としては不思議でなりません。

ソフトボールでは太宰府出身の藤本索子選手を指導し、インターハイの決勝戦で上野由岐子投手に打ち勝って日本一のチームに導き、2008年の北京オリンピックの金メダリストに育てられました。金メダリストを育成される方はそんなに多くありませんよ。そういう指導者なんですね。

また、大川樟風高校では定時制教頭として出席率90%以上の生徒指導をされ、県教育委員会から大川樟風高校はどのような生徒指導をされているかと驚異的でした。ちなみに、大川市も小・中学校不登校の子どもたちが多くいると聞いております。本当にこういう子どもたちを親身になって指導される先生はそんなにいないです。

また、平成20年2月、平成19年度文部科学大臣優秀教職員表彰受賞をされております。これなんか本当にすごいです、文部科学大臣の表彰を受ける教員の先生ということは。そして優秀な方なんです。だから、大川市もこういう優秀で幅広い人材を求めないかないじゃろうと自分は思っております。このような人が教育長として最適と私は思っております。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、12番遠藤博昭議員。

○12番（遠藤博昭）（登壇）

私は議案第46号 大川市教育長の選任についての反対討論をいたします。

市長とは、私が望む教育長の人物像についてはいろいろお話をさせていただきました。大川市が行ってきた教育に関しては、十数年前から行われておりますコミュニティ・スクールの継続を理解していただく方をお願いいたしました。大川市の教育は、学校だけではなく、学校、家庭、地域が一緒になって子どもたちを教育していこうという教育施策です。この施策を補完する事業として地域学校協働活動事業が行われております。この事業は、地域の

方々がボランティア登録をさせていただいて、愛校作業や花壇の手入れ、登下校の見守り、掲示物の貼り替えなど、学校のお手伝いをして教師の負担を軽減し、教職員と一緒に子どもに関わり、みんなで子どもを教育していこうという取組であります。この取組が少しずつ形となり、コミュニティ・スクールが充実してきました。ぜひこの教育施策を継続していただきたいと思います。このように市長にお伝えをいたしました、理解を得られず、考慮していただけませんでした。

また、内藤議員においては、教育委員さんからの申入れ内容を全く理解されておりません。教育委員の方々の名誉のために発言の訂正をいたします。

まず、一般質問の中で人事交流の話が出てきました。ここでいう人事交流とは、他の市、町と教職員の人事交換を行い、市外の学校で教育活動を体験するという仕組みです。大川市の教職員の皆さんがほかの市、町で活躍され、研さんされています。その豊富な経験が、また大川市に戻り、大川市の教育の質の向上につながっていくわけです。これは内藤議員がおっしゃるような小さな範囲の村社会の話ではありません。何度も一般質問の中で村社会という言葉を使って説明されましたけれども、この事業は広域連携であり、広域交流であって、その中で教職員の方々は自分自身の資質を高めていらっしゃいます。内藤議員が教育行政に関して理解していらっしゃるならば、このような発言にはならなかったのではなかろうかと思えます。このように人事交流をしているからこそ、大川市の教育は豊かになってくるのであります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条の話がありました。これに関しては、前回、添田学校教育課長より反問がありましたように、第4条は、教育委員に任命するに当たり、特定の政党に2人以上入っている、こういう場合、任命できないという意味であります。

また、教育委員の方々が市長が任命した人を否定していると言われましたが、そもそもまだ市長は教育長を任命していませんし、教育委員さんが任命した人を否定した事実はありません。ですから、内藤議員が言われる市長の人事権の侵害には全く当たりません。

さらに、私に対して、私が教育長は要らないとか教育長不在でも構わないなどと言ったと、うそやでたらめな情報を基に人をおとしめるような発言を本会議場で行うような議員は議員失格だと思います。このような議員が推薦する教育長にはとても認められません。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、6番永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）（登壇）

6番永島幸夫、賛成の立場で発言いたします。

こういうふうな教育長関係のまずもつての書類ですけども、議員になってから、市のほうからこういうふうな履歴書とか、いろんな書類が回ってきます。それも1週間前ですよ。1週間前に回ってきて、教育長人事、副市長人事の案件が出てくるわけです。何も議員に相談はないわけですよ。ただ市の職員の方が持ってこらるっただけです。それを見て、ああ、今度はこういう方が教育長、副市長ばいなど初めて分かるんです。初めて分かるんですよ。だから、私の言いたいのは、やる気のある人がしっかりおられるんだから、やる気のある人に当然なってもらったほうが一番いいわけですよ。そこら辺をいろいろ反対する必要ないわけですよ。

なおかつ、市長は任命責任を取ると言っておるんだから、大変いいことではないでしょうか。大いに賛成します。西嶋先生を大いに推薦します。

終わります。

○議長（永島 守）

それでは、議案第46号 大川市教育長の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数で、よって、本案は不同意と決しました。

次に、議案の朗読を省略し、議案第47号 大川市監査委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件は、永尾学議員の一身上に関する件につき、地方自治法第117条の規定により、同議員の退席を求めます。

〔永尾 学議員退席〕

それでは、これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（江藤義行）（登壇）

議案第47号 大川市監査委員の選任について御説明を申し上げます。

本件は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、議員の中から選任する監査委員として、永尾学議員を選任しようとするものであります。

御承知のとおり、永尾議員は市議会議員として今日まで、議会活動はもちろん、市民活動にも精励し、市政全般にわたり精力的に取り組まれる中で、多くの経験を積まれています。さらに、人格、見識ともに優れているところから、本市監査委員として適任であると考えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（永島 守）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ただいま議題としております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決に入ります。

議案第47号 大川市監査委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

ここで除斥議員の入場を求めます。

〔永尾 学議員入場〕

次に、会議録署名議員を指名いたします。

1 番永尾学議員、2 番宮崎貴仁議員、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いをいたします。

市長。

○市長（江藤義行）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、提案いたしました議案について慎重に御審議の上、御議決いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

また、審議の過程で議員の皆様から賜りました貴重な御意見や御助言等につきましては、十分に尊重し、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

引き続き議員の各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永島 守）

これをもちまして令和7年第3回大川市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時57分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会前議長 遠藤博昭

大川市議会前副議長 古賀寿典

大川市議会議長 永島守

大川市議会副議長 平木一朗

大川市議会議員 永尾学

大川市議会議員 宮崎貴仁